

推薦の手続き

推薦に際しては、以下の手続きを踏まえていただきますとともに、関係部局、関係機関・団体等に対し、幅広く周知・照会いただくなどして、適格な候補者を幅広くご推薦くださいますよう、お願いいたします。

なお、推薦ができる主体は、内閣府から推薦を依頼した関係府省、都道府県、指定都市、関係団体及び有識者（以下「推薦団体等」という。）に限定しております。

1. 推薦件数

【子供と家族・若者応援団表彰】

（子供・若者育成支援部門、子育て・家族支援部門）

両部門合わせて 6件以内

（可能な限り、両部門からバランスよく推薦をお願いいたします。）

なお、都道府県におかれては、域内の市町村等を推薦される場合、6件以内としている推薦件数を加算いたします。具体的には、当該推薦を行う年度の4月1日現在の当該都道府県内の市町村数（特別区を含む）が20未満の場合は1件、20以上40未満の場合は2件、40以上60未満の場合は3件、60以上の場合は4件を推薦件数に加算します。この場合、加算分を地方公共団体等の推薦にのみ用いる必要はなく、他の団体や個人、企業を推薦いただいて差し支えありません。

【未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー】

3件以内

2. 推薦対象

【子供と家族・若者応援団表彰】

- ・関係府省が推薦する対象は、その取組が当該府省の所掌に関するものであって、原則として、その取組の範囲及び効果が、全国又は複数の都道府県に及ぶものとします。
- ・都道府県及び指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとします。ただし、インターネットを活用した相談支援等の取組については、当該範囲を柔軟に取り扱います。
- ・原則として、活動の実績が5年以上あり、かつ、当該活動が将来にわたり継続されることが見込まれるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、非常事態に対応する取組については、当該活動期間等を柔軟に取り扱います。

【未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー】

個人及び団体の推薦に当たっては、次の基準を満たしているものとします。

（1）個人

- ア 継続的に子供・若者が行う活動で、社会福祉活動等公共の生活又は地域社会に貢献する活動（以下「社会貢献活動」という。）を経済的な見返りを求

「活動内容について」の欄には、活動等の内容と功績のポイントを、「独創性・先駆性」「社会的要請への適合性」「対象者のニーズ等への適合性」「持続性・将来性」「自発性」（「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」に限る）の全項目について、所定の行内に、可能な限り具体的に記入してください。（行内に収まらない場合には、要点を行内に記入した上で別紙を添付してください。）

また、年は和暦で記入してください。

4. 参考資料の添付

可能な限り、活動の状況をまとめた概要図（2枚程度にまとめたもの。いわゆるポンチ絵）、利用者等の評価や地域での貢献度合いが分かる資料（新聞・雑誌記事、アンケート調査結果等）及び活動を行っている際の写真・画像※を添付してください。
※写真・画像の提出に際しての留意事項

- ・著作権等の問題が生じないものをご提出ください。
- ・5～10枚程度を、「○○○の（活動）の様子」など、何の活動か分かるように脚注をつけ、ワードファイルの推薦調書の該当頁に貼りつける形で提出してください。
- ・個人の場合には、被推薦者が被写体に含まれるものとしてください。
- ・解像度は視認できる範囲で可能な限り低くし、全体の容量を抑えてください。（審査の過程で必要が生じたものや広報資料として用いる可能性のあるものについてのみ、後日内閣府より解像度の高い電子データの提供を依頼します。その際は直ちに提供できるようお願いします。）

また、「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」については、可能であれば、候補者本人の自発性が分かる作文等（本推薦に当たって執筆したものでない、既存のものでも可）についても添付してください。

5. その他の留意点

(1) 内閣総理大臣表彰の受賞者

既に内閣総理大臣表彰を受賞（他の表彰事業での受賞も含む）した活動については、本表彰の対象とはなりません。

※推薦に当たって内閣総理大臣表彰の受賞歴の有無を必ず確認してください。

(2) 大臣表彰の受賞者

既に大臣表彰を受賞（他の表彰事業での受賞、内閣府特命担当大臣以外の大
臣表彰も含む）している活動については、受賞から10年度（受賞年度を含む）を
経過し、極めて優良な活動を行っていることが明らかである場合、内閣総理大臣
表彰の被表彰候補として推薦することが出来ます。この場合、推薦調書には受賞後
に取り組んだ優良な功績を具体的に記入してください。

※本年度であれば平成23年度以前の大
臣表彰受賞者を対象とします。それ以降
に大臣表彰を受賞している場合は、今年度の本表彰の対象となりませんので、
受賞歴は必ず確認をしてください。なお、内閣府が本表彰の一環として実施してい
る事例紹介（チャイルド・ユース・サポート章）にあつては、受章から5年度（受
章年度を含む）を経過し、優良な活動を行っていることが明らかである場合、推

薦いただけます。本年度であれば、平成 28 年度以前の受章者が対象になります。

(3) 被表彰候補者が上位団体のある下位団体等に該当する場合は、推薦に当たり上位団体（全国団体までの各階層の団体。以下（4）内においては同じ）の同意を得てください。また、下位団体の功績を上位団体においてどのように位置づけ、推薦に至ったのか、添付資料にその旨を添付してください。

(4) 被表彰候補者が団体に属する個人の場合は、推薦に当たり属する団体（上位団体がある場合は全国団体までの各階層の団体を含む。以下（5）内においては同じ）の同意を得てください。また、所属団体の活動と個人の功績を団体においてどのように位置づけ、個人の推薦に至ったのか、添付資料にその旨を添付してください。

(5) 過去に本表彰への推薦歴がある場合は、直近の推薦と比較し、どのような変更点があるのか、その旨を別紙（A 4 版・縦・ワードファイル 1 枚程度）に記載し、参考資料として添付してください。

(6) 過去の推薦状況は添付資料を、受賞状況は内閣府ホームページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>

(7) 推薦に当たっては、候補者が、社会生活等において、表彰を受けるに相応しい社会的評価を受けているか否かについても十分な確認をお願いいたします。

6. 提出部数・形式等

推薦調書に、所要の資料を添付して、正副 2 部を送付（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））していただくとともに、同内容を 下記のメールアドレス（2 箇所）へ送信願います。

なお、複数の部局で作業をする場合は、窓口となる部局で取りまとめを行い、提出（送付・メール送信の両方とも）することとし、窓口部局以外からの提出は、避けてください。

※資料を送付する際の留意点

・送付する資料については、公文を除き全て A 4 版・縦・両面・カラー（元ファイルが複数色で作成されている頁の場合）で統一し、被推薦候補者毎にクリップ止め（ホッチキス止めはしない）とし、クリアファイルに入れてください。

・冊子等を添付する場合、そのまま添付するのではなく、該当頁のみを、冊子名等がわかるようにし、上記形式に整理して提出してください。

・選考委員等に推薦調書をコピーして渡す必要があることから、上記の形式を厳守願います。

※資料をメール送信する際の留意点

・下記のメールアドレス（2 か所）に送信してください。

・推薦調書（様式 1 及び 2）については、編集可能なワードファイルで送信してください。（PDF など、他のファイル形式で送信しないでください。）

・メール文のタイトルは「令和 3 年度・表彰・（推薦団体名等）」としてください。

- ・添付するファイル毎にタイトル「(応援団子供・若者、応援団子育て・家族支援、オブザイヤー)・(被表彰候補者名)」をいれてください。
 - ・容量が多く分割する場合は、タイトルに「1/〇」等と入れ、ファイルを分割していることがわかるようにしてください。
- なお、ご提出いただいた上記諸資料における個人情報については、本表彰以外の目的には使用いたしません。

7. 推薦後の予定

被表彰者は、選考委員会における選考審査を経た上で、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（青少年育成・少子化対策）が決定することになっています。決定次第、推薦者にも結果をお知らせします。

なお、表彰式は、令和3年11月（子供・若者育成支援強調月間）を予定していますが、新型コロナウイルス感染症対策等の状況により、時期や方式を変えて実施する可能性があります。

【本件提出先】

○書類提出先（送付先）

内閣府政策統括官（政策調整担当）青少年企画（啓発）担当
〒100-8941 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館8階

○電子データ提出先（必ず両アドレスに提出してください）

- ・内閣府政策統括官（政策調整担当）青少年企画（啓発）

メール： youth-kensyu@cao. go. jp

- ・内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）

メール： syoushika. kouhou@cao. go. jp